土地売買契約書

〇〇（以下、「売主」という。）と〇〇（以下、「買主」という。）は、以下の通り土地売買契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（売買物件）

第1条　売主は、買主に対し、売主が所有する下記の土地（以下、「本件土地」という。）を売り渡すことを約し、買主は〇〇の目的でこれを買い受ける。

記

（本件土地の表示）

所在　：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目

地番　：〇〇番

地目　：〇〇

地積　：〇〇㎡

（売買代金）

第2条　本件土地の売買代金は、1㎡につき金〇〇円の割合で実測面積（登記簿上の表示による）に基づいて算出した金〇〇円とする。

（支払方法）

第3条　買主は、売主に対し、本契約の締結と同時に、手付金として、金〇〇円を、以下の口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は買主の負担とする。

　金融機関　：　〇〇銀行

支店　　：　〇〇支店

　　種別　　：　普通預金

　口座番号　：　〇〇○○○○○

　口座名義　：　〇〇　○○

　　カナ　　：　〇〇○○　○○○○

2　買主は、売主に対し、手付金額を差し引いた残額金〇〇円を、20〇〇年〇〇月〇〇日までに上記と同様の方法にて支払う。

（所有権の移転時期）

第4条　本件土地の所有権は、売主が買主から第2条に定める売買代金の全額の支払いを受けた時に、売主から買主へ移転する。

（引渡し）

第5条　売主は、買主に対し、第2条に定める売買代金の全額の支払いを受けるのと引き換えに、本件土地を20〇〇年〇〇月〇〇日に引き渡す。

2　売主は、前項の引渡しに至るまで、本件土地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　売主は、買主に対し、第2条に定める売買代金の全額の支払いを受けるのと引き換えに、本件土地について買主が所有権移転登記手続を行うのに必要になる一切の書類を引き渡す。

4　売主は、本件土地に係る登記手続に協力をする。

（費用の負担）

第6条　本件土地の所有権移転登記完了までに発生する諸費用のうち、登録免許税及び登記申請費用は買主の負担とし、それ以外の諸費用は売主の負担とする。

2　本契約書に貼付する印紙の費用は、売主と買主それぞれが等分にて負担する。

（反社会的勢力の排除）

第7条　売主及び買主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

1. 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して、「反社会的勢力」という。）ではないこと。
2. 自らの役員（取締役、執行役、監査役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
   1. 相手方に対する脅迫的な言動や暴力を用いる行為
   2. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2　売主及び買主は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には本契約を何らの催告を要することなく、直ちに解除することができる。

1. 前項第1号又は第2号の確約に反する表明をしたことが判明した場合
2. 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
3. 前項第4号の確約に反した行為をした場合

3　前項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償する。

4　第2項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じた損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

（協議解決）

第8条　本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈に疑義が生じた事項については、両当事者間で誠実に協議の上、これを解決するものとする。

（専属的合意管轄）

第9条　本契約に関する一切の紛争については、本件土地の所在地を管轄する○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約が成立した証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

〇〇年〇〇月〇〇日

売主　〇〇（住所）

〇〇　　　印

買主　〇〇（住所）

〇〇　　　印

以上